

令和6年9月能登半島大雨災害義援金 受付口座情報

1 義援金名称

「令和6年9月能登半島大雨災害義援金」

2 受付期間

令和6年9月25日（水）から令和7年12月26日（金） ※期間延長

3 義援金受付口

（1）石川県支部

北國銀行 県庁支店 （普）30420

口座名義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 ^{はせ} 馳 ^{ひろし} 浩」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領書発行を希望の場合は、直接、石川県支部（電話：076-239-3880）に、住所、氏名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

（2）本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00190-8-364938

口座加入者名 「日赤令和6年9月能登半島大雨災害義援金」

※受領書の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」をご記載ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店（普）2787511

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105501

・みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0620685

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※御利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領書発行を希望の場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（電話：03-4363-2056）に、住所、氏名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

- ① 物品については、取扱いをしておりません。
- ② この災害義援金は石川県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。
- ③ この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。

(<http://www.jrc.or.jp>)